

令和7年第2回(6月)大郷町議会定例会会議録第3号

令和7年6月6日(金)

---

応招議員(12名)

1番	赤間	繁幸	君	2番	鎌田	暁史	君
3番	鈴木	利博	君	4番	赤間	則幸	君
5番	佐々木	和夫	君	6番	鈴木	恵子	君
7番	金須	新一	君	8番	田中	三恵子	君
9番	熱海	文義	君	10番	石垣	正博	君
11番	高橋	重信	君	12番	石川	良彦	君

---

出席議員(12名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学	君	副町長	金須	豊洋	君
教育長	鳥海	義弘	君	総務課長	熊谷	有司	君
財政課長	菅野	直人	君	まちづくり政策課長	高橋	優	君
復興推進課長	武藤	亨介	君	復興推進課技監	櫛濱	学	君
税務課長	片倉	剛	君	町民課長	千葉	昭	君
保健福祉課長	小野	純一	君	農林振興課長	本間	文二	君
商工観光課長	武田	力也	君	地域整備課長	遠藤	歩未	君
上下水道課長	赤間	良悦	君	会計管理者	伊藤	義継	君
学校教育課長	角田	倫明	君	社会教育課長	齋藤	正智	君

---

事務局出席職員氏名

事務局長 三浦 光 次長 千葉真弓 主事 高橋映瑠

---

議事日程第3号

令和7年6月6日(金曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第30号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関

日程第 3	議案第 3 1 号	する基準を定める条例の一部改正について 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 4	議案第 3 2 号	大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 5	議案第 3 3 号	令和 7 年度大郷町一般会計補正予算(第 1 号)
日程第 6	議案第 3 4 号	令和 7 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 7	議案第 3 5 号	令和 7 年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 8	議案第 3 6 号	令和 7 年度大郷町水道事業会計補正予算(第 1 号)
日程第 9	議案第 3 7 号	財産の取得について
日程第 1 0	閉会中の所管事務調査	

本日の会議に付した案件

令和 7 年 6 月 6 日(金曜日) 午前 1 0 時開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	議案第 3 0 号	大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 3	議案第 3 1 号	大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 4	議案第 3 2 号	大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 5	議案第 3 3 号	令和 7 年度大郷町一般会計補正予算(第 1 号)
日程第 6	議案第 3 4 号	令和 7 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 7	議案第 3 5 号	令和 7 年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 8	議案第 3 6 号	令和 7 年度大郷町水道事業会計補正予算(第 1 号)

日程第9 議案第37号 財産の取得について

日程第10 閉会中の所管事務調査

---

---

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、2番鎌田暁史議員及び3番鈴木利博議員を指名いたします。

---

---

日程第2 議案第30号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第2、議案第30号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番熱海文義議員。

9番（熱海文義君） おはようございます。

今回の議案第30号と31号と同じ内容で改正されるということなので、説明は受けたんですけども、実際、具体的にね、今までこうだったんだけども、これからはこういうふうになるんだよという具体的な内容を教えてほしいんです。ちょっと私でちょっと理解できないものですから、お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

具体的に申しますと、こども園など、そういった施設のほうで、何か事故とかそういったのがあった場合に、そのところで処理ができなくなる、例えば給食の提供ができなくなるとなった場合に、連携する施設のほうから給食を持ってきてもらうなどができるように、そういった非常時に対応ができるように連携を取るような施設を持ちなさいと。そういったものですね。

町の場合には、法人のほうで何か所か施設のほうを、一つの法人のほ

うで何か所か施設を持っているものですから、そちらのほうで連携を取っていますので、この件に関しましては、こども園などについては特に問題ないものと考えてございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

9番（熱海文義君） 数か所連携しているところがあるということだったんですけども、具体的にどこになっているんですか。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 町内のこども園につきましては、その運営法人が保育園のほうもやっていますので、ということで、そこで相互にやり取りができるということでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第30号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第3 議案第31号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第3、議案第31号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第31号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第4 議案第32号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第4、議案第32号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番熱海文義議員。

9番（熱海文義君） この議案32号について、これ児童館ということだと思わんですけれども、これも先ほど説明した内容と変わりはないのでしょうか。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

こちらにつきましては、いわゆる児童館のスタッフの資格の要件を広げて、なかなか集まらないということで、資格の要件を若干緩めて、広げて、広く集められるようにということでの緩和策でございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

9番（熱海文義君） ということは、今までの資格が厳しかったんですけれども、今度緩和になって、要件が緩和になったということで、入りやすくなるということで理解していいのかどうかと、前もってこういう情報が入って、新しい人が入ってきやすくなっているのかどうか、その辺ちょっとお聞かせください。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

前段につきましてはお見込みのとおりでございます。後段につきましては、今後そちらのほうは、資格の幅が広がったということで、募集がかけやすくなるという状況になるものと捉えてございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

9番（熱海文義君） ということは、今のところ児童館のほうで人員が少ないとか、そういう状況ではないんですか。足りているんですか。

町民課長（千葉 昭君） 本町といたしましては、幸いなことに定数は満たしてございますので、そちらのほうの不安はまだございません。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第32号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第5 議案第33号 令和7年度大郷町一般会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 日程第5、議案第33号 令和7年度大郷町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。3番鈴木利博議員。

3番（鈴木利博君） 10ページの5目にありますため池の工事について、この内容、場所とため池の工事をする必然性の理由をちょっと質問したいと思います。

それと、16ページの4款施設修繕工事の中で、大松沢の体育館、教育センターの体育館かな、それについて修繕の内容と、あとその修繕をすることによって、体育館の今後使える見込み年数とかの説明を求めます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

大松沢地区ため池でございますが、場所につきましては、大松沢の上町にあります、茶立場上ため池でございます。おおさとモータースさんの道路向かいといたらよろしいのか、の上と、上の北側といたらよろしいのか、俄飯店さんの道路向かいと言ったらよろしいのか、の場所でございます。こちらにつきましては、大雨の際にため池が越流をしまして、民地にその影響が及ぼしているということがありますので、ため池の浚渫を行うものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君） お答えいたします。

大松沢体育館の修繕内容につきましてでございますけれども、現在はウレタン塗布ということで、屋根の防水工事のほうを実施したいと考えてございます。

それで、大体使える年数につきましては、このウレタン塗布の耐用年数が5年から10年ぐらいということでございますので、大体その期間を利用したいと考えております。

議長（石川良彦君） 鈴木利博議員。

3番（鈴木利博君） 先ほどの大松沢のため池の件なんですけれども、その上のほうって多分今結構ソーラーとかやっていて、今後も何かまたソーラーも進んでいるような感じがしているんですね。私もその近辺に住んでいるので、確かに大雨のときに水の量がかなり起きてきていますんで、今回造るため池の面積とか、造ったことによってそれで賄い切れるのかというのはどうなのかなと思いますけれども。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

ため池につきましては、それほど大きいため池ではありませんけれども、今これまでの流れの中で、ため池の中に堆積している土砂がありますので、そちらを、土砂を払うという内容でございます。そのため、新たに何か掘るとかため池を造る意味じゃありませんで、ため池を浚渫して、水をためられるようにするという内容でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませぬか。ないですか。6番鈴木恵子議員。

6番（鈴木恵子君） 14ページの9目集落センター管理費、これふれあいセンターのトイレのことだと伺いましたが、他多目的トイレになるそうなん

ですけれども、ただいまトイレ見てきたところ、洋式が1つに、あと和式が3つの状態なんです、男女。多目的にするということは、2つを1つにするということなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

今回のトイレ改修ですけれども、男子トイレ、女子トイレ、それぞれを洋式化いたしまして、議員おっしゃいましたとおり多目的トイレの、おむつの交換台等を置く多目的トイレを設置するものでございまして、男女とも、今既存施設おっしゃられたように、洋式が1つ、和式が3つというものを、更新後は洋式3室で、そのうちおむつ交換台等の設置する多目的が1つというふうに改修するものでございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。鈴木恵子議員。

6番（鈴木恵子君） なかなかおしめ交換台をつけると、あの場所ではちょっと狭いような気がするんですけれども、そういったことはないでしょうか。

議長（石川良彦君） 商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

それも含めて、1室減らして、それぞれの部屋の大きさを拡張するものでございますので、大丈夫ではないかと考えております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 鈴木恵子議員。

6番（鈴木恵子君） あともう一つ、出入口、ちょっと微々たる段差があるんですけれども、多目的にするということは、車椅子の方でも出入りできるようなトイレになるということなんですか。

議長（石川良彦君） 商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

おっしゃるとおりでございまして、入り口につきましても、スロープをつけて、車椅子の方でも入りやすくなるようなバリアフリー化、あと、ともですね、今ドアになっているの引き戸形式にしまして、より車椅子等、障害をお持ちの方でも利用しやすくなるようなバリアフリー化を図ってまいります。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。7番金須新一議員。

7番（金須新一君） それでは、3点ほど御質問いたします。

説明書の10ページの下段の14節の庁舎の屋内消火栓設備の修繕工事という記載があります。ここに上げたということは、緊急を要するという

ことなのですが、その詳しい内容、ポンプが駄目なのか、配管が駄目なのか、そういうところをお尋ねします。

続いて、14ページの5款1項11目14節おおさと道の駅の広告等の修繕工事、全協で御説明いただいて、その帰りに道の駅に寄って、ちょっと外観を見たんですが、どこを修繕するのかなど。ちょっと私の目で、ちょっと外観上確認できなかつたので、その内容と、あと最後に、16ページの9款4項4目、先ほど鈴木委員が、大松沢の社会教育センターの別棟の体育館の工事ですね。工事の手法とかは理解したんですが、これから出水期を迎えるので、事業を進めるに当たり、工事完了、書類を作成する中で、何月まで完結するというような書類を作ると思うんですけども、何月頃をめどにしているのか、この3つをお尋ねします。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

庁舎屋内消火栓設備の交換修繕工事についてでございますが、こちらにつきましては、消火栓ポンプユニットを更新するものでございます。毎年度実施しております消防用設備の点検の結果、この消火栓ポンプの呼水管の逆止弁のほうに経年劣化が見られるという診断がございましたので、それに基づきまして修繕のほう必要になるということで、今回予算を計上させていただいたものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

道の駅おおさとの広告等の修繕工事の件でございますけれども、今回の修繕の内容・目的になりますが、広告塔の側面にパネルが何枚か、何枚かというか、ずっと張ってあるんですけれども、そちらの建設用の両面テープのようなもので固着されている状況でございますが、4月の頭に3枚ほど落下していることが確認できまして、恐らく原因ははっきりしないんですけれども、恐らく3月の終わりに強い風が吹いた日がございまして、それで落下したのではないかというふうに推測してございます。そちらのパネルが一辺約50センチ、49.5センチぐらいあるんですけれども、というなかなか大きなものでして、金属製のものということもあって、そちらが今回広告塔のすぐ脇に落下していたから不幸中の幸いだったんですけれども、万が一にでも付近を通る歩行者の方や、あと走行する車両に当たったときに、大変な事故になるということが危惧され

ますので、そういったことのないように、緊急的に全てのパネルをビスで固定し、補強するというような工事を行います。また、併せまして、さび止め等のために、広告塔に対して塗装を施そうというようなものでございます。

パネル部分も含めまして、今の表面の施工状況によっては、もしかすると塗装ができない部分もあるかもしれないんですが、そのあたりは、実際に足場を組んで、登って見たときに確認などしながら、どこの部分塗装できるかというのを確認することになるんですが、いずれにしても、ビス止めの補強プラス塗装というところで、広告塔自体を補強していこうというものになります。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君） お答えいたします。

大松沢地区の体育館の工事の時期という部分でございますけれども、現在、雨漏りにつきましては、雨量が多い場合に雨漏りをするような傾向にあると思っております。昨年度から、町からの要望もありましたので、なるべく早急に対応できればと思っておりますけれども、時期的には、職員が、御可決いただきましたら、早めに対応できるように対応してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。2番鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 3点お伺いをいたします。

まず1点目は、予算書の10ページの1節の報酬の会計年度任用職員の報酬についてなんですが、今回4名増員したということなんですけれども、どこの課で採用となったのか説明をお願いいたします。

あと、2点目は、13ページの13節の使用料及び賃借料の中の外部サーバー使用料について、ガバメントクラウドへのシステム移行で使用するというふうに説明がございました。移行に係る費用なんですけれども、全額国庫補助で上限があるというふうに伺っております。この外部サーバー使用料について、国からの補助の対象となるのかどうかお伺いをいたします。

3点目なんですが、ちょっと予算書にはないんですけれども、中村の古民家ですね、旧櫻井邸と言われている箇所なんですけど、そこに隣接する竹やぶの伐採・整備等の事案があるというふうに伺っておりまして、その作業の予算等について、今回の補正に計上されていないように見受けられますが、その点について説明をお願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） まず、1点目の会計年度任用職員のどこに配属したのかということですが、税務課、町民課、まちづくり政策課、地域整備課の4課でございます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） お答えします。

ガバメントクラウドに関する使用料なんですが、こちらのほうは交付金の対象となっていないものと聞いております。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。財政課長。まちづくりですか。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

古民家ということで、中村の公民館ということになると、旧櫻井邸ということになるかと思えます。そちらにつきましては、確かに竹やぶであったり、それから木が隣の西側のお宅ということになりますが、若干進入してきているというようなところもございまして、いろいろ御相談のほうは受けているところでございます。

ある程度木であったりという部分については、対応できる部分については、職員のほうで対応できればと、まずはというところでございます。ただ、のり面の部分、崩れてきているというような部分もございしますので、そちらに関して、実際現場のほうも一緒に、建設のほうの専門の方も一緒に見ていただきながら、どういった施工をするかということで今検討してございますので、今後、9月ということになるかと思えますが、今後そういった予算のほうも計上できればと思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 2つ目にお伺いをしたガバメントクラウドへの使用料についてなんですが、実際にもう移行の作業というのは始まっているのかどうかお伺いをいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） まだ標準化の際の、ガバメントクラウド上、今回するに当たって、まだ進んでいないと思われまして。というか、進んでいない状況であります。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 外部サーバー使用料なんですが、進んだ場合に必要とな

るので、今の時点で予算を上げておいたというふうに見ているんですが、それで合っていますでしょうか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） そのとおりでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。ないですか。9番熱海文義議員。

9番（熱海文義君） まず8ページの国庫支出金の国庫補助金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、交付金として入るわけなんですけど、これは1,300万円、これは何に使っていくつもりなのか、まず1点。

それから、9ページ、基金繰入金ありますけれども、財政調整基金と公共施設整備基金、これ使った場合に幾ら残っているのか。毎回多分聞くとするんですけども、当初予算で財政調整基金のほうはかなり減ったということがあるので、何か今年1年もつのかなというぐらい目減りするんじゃないかと心配しているので、その辺を、基金の残高をお願いします。

それからね、15ページの土木費の中の河川浚渫計画検討業務とあるんですけども、何か11河川、これ検討業務ということは、これから検討していくというのでこの金額上がっているのかどうか。検討するだけで200万円もかかるのかなと思っているんですけども。じゃあ工事になったら莫大な金がかかっていくのかなと心配しているんですけども、その辺教えてほしいです。

それから、その下の土木費の中の都市計画費で、地域おこし協力隊、これ当初の場合は1名ということで、今回にもう1人追加して2名分ということだから、1人分追加されたということなんですけれども、そのほかにもっと地域おこし協力隊で申請出した人いるんじゃないかと思うんですけども、その人多分断られたという話聞いているんですけども、その辺はどうなんでしょう。私は2名とはっきり区切って、もう2名以上もう無理だよというのであれば、なかなか地域おこし協力隊入ってこれないんじゃないのかなというふうに思います。ただ、金額的にそんな安いものじゃないので、それは理解できるんですけども、その辺の何名までだったらという計画性あってもいいんじゃないのかなと思うんです。その辺を聞きたいのと、それから、この地域おこし協力隊の報酬等とか、アパート賃料とかいろいろあるじゃないですか。そういうのって町単独なんですか、全部。前に聞いていると思うんですけども、ちょっと忘れたもんですから、教えてほしいんです。県とか国から幾らか出ているものなのかどうか。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

まず8ページ、物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金の関係でございますが、こちらにつきましては、定額減税、昨年ございましたが、そちらの補足給付金ということで、令和6年中の収入、こちらに伴いまして、税額のほう今年になって確定したというところでございます。その税額によりまして、税額の確定によりまして、調整給付ということで、不足額が生じた方への給付分の臨時交付金ということになります。

それから、15ページ、地域おこし協力隊の関係でございます。こちら応募ということで、1名ということでまず応募のほうさせていただきました。予算も当然1名ということでの予算ということで。そこに対して、実際には2名の応募がございました。先ほど議員のほうからお話ありました、申込みがあったのに断られたというようなことはございません。まずその点、1点、そういうことでございます。

それから、財源というところでございますが、こちらについては、ほとんど特別交付税ということで、措置のほうされるということになってございますので、特別交付税全体の中で調整される部分がございまして、それが100%なのかということ、そういうふうになるのかどうかということはあるのですが、基本的には特別交付税で措置されるということで確認を取っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

9ページでございます。

財政調整基金、それから公共施設整備基金の残高でございますが、6月補正段階で、財政調整基金残金は3億2,779万8,000円でございます。公共施設整備基金につきましては6億8,155万円となります。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（遠藤歩未君） お答えします。

15ページの河川浚渫計画検討業務ですが、こちらは町内にある河川、11河川ありますが、こちらの現地調査を実施しまして、100メートルおきに断面阻害率や堆積状況の確認を行って、浚渫の優先順位をつけるために実施をするものになります。その後、令和11年度までの5か年で工

事を、浚渫の工事を実施していくものになります。

以上です。

議長（石川良彦君） よろしいですか。熱海文義議員。

9番（熱海文義君） 9ページの財政調整基金って、当初予算で今年見込まれるね、やつが、大体1億8,000万円ぐらいしか残らないんじゃないかという話があったんです。今あんのが3億幾らということなんですけれども、当初予算でやった、もっと減っていくんじゃないのかなと。今年度では。その見込みをちょっと考えてほしいんですけども。1億5,000万円ぐらいになってくのかなと思うんですけども。そしたら、ますます大変な財政状況になるのかなと思うんですけども、その辺をちょっと聞いたかったんですね。

それから、15ページの地域おこし協力隊なんですけれども、役場のほうで断ったことはないよという話なんですけどね、2名、今回企業に入っているのかどうか分かんないですけども、どこに協力隊として入っているのか教えてほしいんです。私の耳には断られたということを知っているものですから。そこをお願いします。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

財政調整基金、河北新報さんのほうに掲載されました際の残高につきましては、まだ決算を経ない段階での見込みでございますので、その後、予想等もございますから、今現在の額は増えているというような、そういう理由でございます。

それから、財政調整基金につきましては、できるだけ起債、昨年度、起債を結構借りたものですから、今回は起債をできるだけ抑えるという形で、財政調整基金を充てているという部分がございますけれども、事業によりまして、起債の打てるものは、有利な起債が打てるものは有利な起債を打つ形をもって、財政調整基金につきましては、今の予算の中で十分に執行していくように頑張っていきたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 次に、まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

地域おこし協力隊でございますが、2名ということで、男性の方が1名、女性の方が1名ということになります。

男性の方でございますが、こちら受入れといたしますか、こちらについ

ては、OBの■■■さんという隊員の方が昨年までいらっしゃいました。その方と一緒に連携しながらということで、今回隊員になる方の目標とするところの活動、こちらの協力をいただいているというような形になってございます。

あと、もう1人、女性でございますが、こちらは、えにしホースパークさん、こちらに協力団体ということで、これまでというか、前回まであった、こちらから派遣して仕事をしてもらうというような形ではなくて、隊員がやりたいことについて支援サポートをしてもらう団体ということで、えにしホースパークさんのほうにお願いしているというような状況でございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

9番（熱海文義君） さっきの財政調整基金と公共施設整備基金ちょっと聞きたいんですけども、当初予算のときに、3月定例会のときに、たしかね、財政の課長が言ったのは、目減りするけれども、今年予算的には目減りするけれども、最終的には5億円ぐらいまで工事でありなんだり発注した請け差によって増やしたいという答弁あったのね。この請け差によって、基金として公共施設整備基金や財調に両方請け差によって戻るといことなんでしょうか。それとも、そこで使った基金の分を戻すということで考えればいいのか。どうなんでしょう。例えば、整備基金で、公共施設の整備基金で使った分、請け差で戻ってくるというときには公共施設の、財調でやった工事に関しては財調に戻すという考えでいいのかどうか、ちょっと聞きたいんです。

それから、地域おこし協力隊に関して、今、課長が言ったのは2名しかいなかったという話で。これからね、例えば申請して、協力隊としてやりたいと申請あった場合、どうするのかなど。補正かけて、もう一回やるのか。何人ぐらいまで見込みがあるのか。

それから、さっきの答弁であった、特別交付税で地域おこし協力隊に1人幾らぐらい出ているのかぐらい分かんないのかな。そこだけ聞きたいんです。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

まず財政調整基金と公共施設整備基金の充当の仕方ということだと思いますが、公共施設整備基金は、公共施設の整備であったり、学校等を修繕するとか、そういう場合に、10万円の端数を切った部分で、この公

共施設整備基金から充てております。その端数の部分は、財政調整基金のほうから充てているという内容でございます。それで、工事が完了によって請け差が生じた場合には、公共整備基金のほうには、その金額に見合った減額分は積み直しているということでございます。

財政調整基金は、工事だけじゃなくて、町の一般的な財源として、様々な事業の不足分に充てておりますので、その状況によって、それは財調のほうに戻しているという状況でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

地域おこし協力隊でございますが、今後申請があった場合というところでございますが、こちらについては、基本的には町で必要とする人材ということで、地域おこし協力隊のほうは、町のほうで主体となって募集をするということになります。

今年度の計画としましては、当初1名ということで、今回2名採用したということでございますが、まずはこの2名について、しっかりとサポートしながらやっていければということで、今後は取り組んでいければというところはございますが、今後仮に申請ということで、何らか御相談をいただいたときに、それが町の望む人材ということであれば、今後補正予算であったりといったところも、可能性としていないわけではないのかなというふうに思っております。

それから、何人ぐらい見込まれるのかというところでございますが、基本的には今年度、今のところ2人、それから、企業雇用型ということでの採用というところでの予算もございます。それを含めると3人ということになりますが、今のところはその3人ぐらいが限度なのかなというふうには思っております。

それから、大体1人当たり幾ら特別交付税ということで、すみません、ここは、毎年賃金が上昇しているというところもあって、金額変わっているというところございますが、500万円前後の特別交付税の措置、措置額としての額として示されております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。1番赤間繁幸議員。

1番（赤間繁幸君） 9ページの基金についてお伺いいたします。

先ほど熱海議員から、財調減っていくのはちょっと困るよねという話があったと思うんですけども、その財調、大体目安として、標準財政規模に対して5%から20%ぐらいと、結構振り幅大きいんですけども、

言われていますが、本年度末3億2,000万円の見込みということは、大体10%ぐらいという感じになってくると思うんですが、町として、財調の目安は大体何%ぐらいに置いているのかお伺いします。それと一緒に、公共施設整備基金を、何%ぐらいを目安にしているのかをお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

財政調整基金につきましては、財政計画のほうにもお示ししておりますが、9億円ぐらいというところで設定をしております。これにつきましては、県のほうからの指導もありまして、財政調整基金があまりにも多いと、これは交付税が減額になる理由にもなりますので、本町の規模からいいますと9億円というところを目標にしております。なので、毎年9億円を下らないところまで財政調整基金を残していきたいというのが目標でございます。

公共施設整備基金につきましては、そもそも基金のほうに充てられるのが、ボートと競馬からの交付金、それから町の公有財産を売った場合の売上げという形になりますので、年にしますと3,000、公共施設の売却というのはある場合とない場合がありますので、ボートピアとオフトから頂くのは、大体3,500万円ぐらいが毎年のぐらいの額になっておりますので、それを考えると、やはり減っていくということは考えられます。それに関しましては、具体的にじゃあ幾らかというのがなかなか難しいんですが、極力、今ですと過疎債というのも打てますので、交付税措置のある起債も打ちながら、この公共施設整備基金をできるだけ残して、バランスの取れた形で執行できればなというふうに思っているところでございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。赤間繁幸議員。

1番（赤間繁幸君） 今、財調の目標は9億円ということで、年度末3億2,000万円という見込みになってくると思うんですね。やっぱり本当にうちの町は災害が多いので、必要になるお金というのは大事になってくると思いますので、やはり9億円をできるだけ確保していただくようにしてもらいたいと思います。

それと、公共施設整備基金に関しては、一般的にこれは決める難しいんでしょうけれども、10%から20%ぐらいと言われておりますので、少なくとも10%はきちっとキープしていただければなと思います。

それと、先ほども、すみません、ちょっと待ってくださいね。地域おこし協力隊について、先ほど質問あったと思うんですが、町が地域おこ

し協力隊の隊員に何を求めているのかを、ちょっと具体的に教えてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

地域おこし協力隊に求めるところということでございますが、今回、募集ということでさせていただいた内容ということになりますと、基本的に基幹産業である農業の新たな担い手としてというところで、地域産業の振興に関する活動であったり、それから、地域資源の発掘及び振興に関する活動、また、地域の情報発信に関する活動、そのほか、地域の魅力向上に必要な活動ということで、そういった活動を通しながら、町のPRであったり、地域の活性化、それから地域のコミュニティー、交流といったところも含めて、活性化できればというところで、地域おこし協力隊のほうは求めているところでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 今、御説明ありましたが、もっともっと具体的に、その隊員の人たちと、じゃあ農業振興だったら具体的に何をやっていくとか、そういったような話をしっかりしていただきたいなと思うんですが、その辺はされているんでしょうか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 実際に隊員になった方々、それから協力をいただく団体、それから個人の方も含めてですけれども、一緒に話をしながら、ヒアリングのほうもさせていただいております。これまで以上に多くそういった話をする機会というのを求めるようにということで、2週間に1回は最低でも、それから、基本的には週に一度は報告ということで報告をいただきながら、最終的に月に一度、その月の報告のほうもいただくというような内容になっております。それから、団体との話合いというところについても、定期的に行うこととしておりますので、そういった中で、具体的にどういった活動をしていくのかというところも、探り探りという部分もあるかと思いますが、こちらとしてもアドバイスじゃないですけれども、そういったところもできるところはしながらやっていければと思ってございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。8番田中三恵子議員。

8 番（田中三恵子君） 2点ほど質問させていただきます。

9ページの、1点目が9ページの歳入のほうで、21諸収入のところ、

商工観光課コミュニティ助成金というものがあるんですが、これがどういったものなのか、どういったものに使われる予定のものかということにちょっとお聞きしたいのと、11ページの総務費で産業用地適地調査業務というのがございますが、こちらのほうの内容、ちょっと聞き漏らしたのかもしれないんですけども、どの辺やるのかとか、何か所かとか、そういったものについてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

まず1点目御質問いただきましたコミュニティ助成の歳入のほうでございますけれども、こちらにつきましては、まず充当先といたしましては、先ほど鈴木委員の御質問に答弁いたしましたふれあいセンター21のトイレ改修に全額充当いたします。こちらは、一般財団法人の自治総合センターというところが、宝くじの社会貢献広報事業として行っている助成でございます。今回、令和7年度のコミュニティ助成事業として、ふれあいセンター21のトイレ改修事業として申請しましたところ、採択されたので、こちらのほう財源として使わせていただくというものになります。

続きまして、2点目御質問いただきました歳出のほうで、11ページ、産業用地適地調査業務でございますけれども、こちらにつきましては、まず内容といたしましては、町内全域の中で、町内で適地や産業インフラ等の現状を把握するものでございまして、町の中のどこをとというようなもので具体的にターゲットを絞っているものではございません。町の中でどこに適地があるのかというところを調査するものになります。

何か所かという御質問いただきましたけれども、この調査の中で、自然条件、県の計画とか町の計画との関連性であるとか、あと自然特性、社会的特性や法規制の調査とかといった現況調査、そのほか、基礎データの整理とか、あと自然条件、交通アクセス、インフラ、災害リスクなど、周辺環境等も含めて、条件面を整理しながら、適地を絞っていくことになるんですけども、おおむね1次選定、2次選定というプロセスを踏みたいなと思っております。まず1回目の選定で10か所ぐらいを考えておりまして、そこからさらに絞り込んで、二、三か所ぐらいまでに選定できればなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 田中三恵子議員。

8番（田中三恵子君） こちらのほうは、今年初めて行うことなんでしょうか。

あと、全体の10か所を大体絞って、さらにそこから二、三か所絞っていくというトータルの費用ということでしょうか。

議長（石川良彦君） 商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

過去どこまで遡ってやったか、やらないかというところは、申し訳ございません、私把握していないので、そこは申し訳ございません、町の中で過去にやっていたかどうかというところは、申し訳ありません、把握しておりません。

あと、その絞り込み、1次選定、2次選定も含めての予算額でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 田中三恵子議員。

8番（田中三恵子君） ということは、過去の状況ちょっと分からないということは、今までは、結局何ていうんでしょう、絞り込みに上っていたところというところは特にないということでしょうか。絞り込みというか。

議長（石川良彦君） 商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） 絞り込みに残っていたというところは、申し訳ございません、もう一度お願いします。

8番（田中三恵子君） 今の時点で、過去にそういった調査の結果、どういう調査だったかということが残っていないということは、やっていなかったということなのかなとちょっと思ったんですけれども、そういったことでよろしいでしょうか。

議長（石川良彦君） 商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

これまでも産業用地の整備は本町でももちろんやっているわけでございますので、そのときには、当然どこが適地かというものの調査というのはやっていると思います。ただ、そのとき、職員がやっていたのかと思われま。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 今の産業用適地調査業務、この件について、観光課だけでこれをやっていこうとしているのか。例えば、どういう先生方を入れるのとか、非常に難しい問題だよなと私思うんですね。ですから、ただ単に観光課だけでやれるかどうか、それをお聞きをしたいのと、それから、先ほどの庁舎の社屋の消火栓の設備交換修繕工事、このことについ

ては、劣化というような話でありましたが、これは、劣化というのは初めて気づいたのかどうなのか。本来であれば、気づいておれば、当初予算なんかでもしっかりと対応できたのではないかと、そのように思うんですが、その辺のことをお伺いしたい。（「ページ言って」の声あり）ごめんなさい。ページ10ページですね。10ページの財産管理であります。

それから、赤道の補修工事、このことについて11万円ほど、同じ科目であります、出ておりますが、これは地区担からの要望で出てきているのか、または、ほかの町独自でこの赤道をやるというようなことなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それと、もう一つ、先ほど2番議員のほうから出ました、この櫻井邸について、これは非常に竹やぶもはじめ、いろいろなところが荒れておりますよね。特にひどいのがですよ、ごみの集積所の上のほう。これは見ておるかと思えますけれども。昨年、一昨年かな、去年も草刈りに職員の方がお見えで、1回やったかやらないかかな。そして、取り残しのところがあったんで、何で取り残してと言ったらば、何でしたっけ、スズメバチの巣があるから。そこんところ、すごいですね、集積所の直上です。今日もごみの集積がありました。多くの人たちが、あそこにごみの集積に行っているんです。これ早急にあそこをやっておかなきゃならない場所だろうと、私なりに思いますよね。そういう人が集まるところにスズメバチを飼っているのでは、飼っているかどうかは知りませんが、大変なことではないかと私なりに思うんです。じゃあ9月に設計をして、そして始まるというのは、ちょっと遅いんじゃないかなと、そういう気がするんですが、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） 1点目の産業用地適地調査の件について、御質問いただきました件にお答えいたします。

商工観光課だけでやるのかという御質問でございましたけれども、こちらにつきましては、まずその適地の選定調査ということで、候補地がどこかということ进行调查するものでございます。こちらのほうはコンサルさんに委託を考えております。その候補地を何か所か選ぶというところまではコンサルさんにやっていただきますけれども、そこから本当に町が整備しなければいけないところ、場所というところになりますと、当然、役場内部で全体的な検討というものを行っていく必要がございますし、そこに政策的な判断というのが出てくると思います。さらに、その専門的な見地というところで、専門家の先生方にもし入っていただく

かどうかというところは、今のところ、まだどのようにするかというところまでは検討していないところでございますけれども、もし専門的な見地が必要となったときには、見解を聞くこともあるかもしれませんが、こちらのほうはまだ未定でございます。

いずれにせよ、候補地の最終的な絞り込みに至るプロセスまでの中で、全てを商工観光課で行うということではございません。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

庁舎の消防栓の設備の関係でございますが、毎年専門の業者に消防施設の点検業務を委託しておりまして、その結果でございますが、今年の2月12日付でその結果が出まして、そのタイミングでの予算計上となりますので、一番早いタイミングが今回の6月補正ということになります。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（遠藤歩未君） 赤道の補修工事についてお答えいたします。

こちらの場所は、羽生のネッツトヨタの脇のオーベルジュに入る赤道になりまして、そちらの横断側溝のほうに段差が生じております。地元のほうから、その段差が危険ということでお話がありまして、今回補修するものになります。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

櫻井邸でございますが、こちらの環境整備というところで、昨年草刈りのほう、職員で実施のほうさせていただきました。確かにスズメバチが出てきてということで、危険だということで、途中残してしまっただけということで、昨年終わったということは確認してございます。

議員御指摘のとおり、付近の住民の方への被害というところは、なかったのかとは思いますが、こちらについては、改めて現場のほうを確認した上で対応できるようにしたいと思っております。

それから、草刈りでございますが、9月では遅いのではないかとというようなお話のほうございました。先ほど申し上げた内容については、隣の、西側の隣のおうちに対する何らかの被害というか、御迷惑をおかけしている部分について、のり面であったり、排水路であったり、そういったところの工事が必要なのではないかとということで、それについては、

9月ぐらいで、9月の補正ぐらいで対応できればというふうに思っていたところでございます。

それ以外の敷地内の草刈りにつきましては、年に1回か2回ということで、これまでもしてきたというところございますので、それについては、9月を待ってということではなく、実施したいと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 先ほどの産業用地の適地化ですか、この件についていろいろお話ありましたが、分かりました。しかしながら、517万円というのは、これコンサルに全てかけるのかどうか、コンサル料としてそれが517万円なのか、そのコンサルはもう決まっているのかどうか、その辺もお伺いを申し上げたい。入札かどうか分かりませんが。

それと、先ほど櫻井邸の話がありましたけれども、ぜひ早く私は手をかけてほしいなど、そう思いますね。そして、整備をするので、その計画をするということではありますが、しかしながら、それ以上に、この櫻井邸を今後どうするのかというのが、一番の問題ではないかと私は思っています。3月の定例会において、町長のお話で、今年手をつけていくんだという話がありましたが、その辺なんかも含めて、どのように今進んでおられるのか、その辺もお伺い申し上げたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

予算額517万円につきましては、全てコンサルさんへの委託料になります。

あと、コンサルさんが決まっているかどうかというところですが、こちらはまだ決まっておらずで、御可決いただきました後に、入札というような形でコンサル業者さんを決定してまいりたいと考えております。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

櫻井邸の今後の町としての方針というところでございますが、こちらについては、これまでも、なかなか町のほうであそこを整備して、縁の郷のように指定管理という形で管理をしてもらうというような形になると、かなり町の財政のほうに負担がかかってしまうということもございますので、民間の企業さんのほうからいろいろと提案のほうを受けていたところでございます。まだはっきりと決まった内容というのはござ

いませんが、いずれあそこもずっとそのままの状態というところもござ  
いますので、しっかりその辺は内部で検討しながら進めていければと思  
ってございます。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございせんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を  
終わります。

これより議案第33号 令和7年度大郷町一般会計補正予算（第1号）  
を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可  
決されました。

---

日程第6 議案第34号 令和7年度大郷町国民健康保険特別会計補正予  
算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第6、議案第34号 令和7年度大郷町国民健  
康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございせんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を  
終わります。

これより議案第34号 令和7年度大郷町国民健康保険特別会計補正予  
算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第7 議案第35号 令和7年度大郷町介護保険特別会計補正予算  
(第1号)

議長（石川良彦君） 日程第7、議案第35号 令和7年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第35号 令和7年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

ここで10分間休憩といたします。

午 前 10時59分 休 憩

---

午 前 11時09分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第8 議案第36号 令和7年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 日程第8、議案第36号 令和7年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。2番鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 先日、大松沢地区で断水が発生をいたしまして、緊急の

復旧工事によって解消されたというふうにお伺いしております。この断水の原因は何だったのか、説明をお願いいたします。

それと、地元の方から給水車を出してほしいという要請があったんと聞いてるんですけども、町のほうで対応ができなかったというふうに伺っていますが、なぜでしょうか。説明をお願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） お答えいたします。

先日の断水につきましては、先日は大雨の後、住民の方から、自分のうちの、自宅の乗り入れ口からちょっと水が噴いているということで、連絡がございまして、こちらで調査に行きまして、塩素反応が出たものですから、その漏水の量も見まして、緊急に対応が必要ということで、すぐ業者を手配して、漏水の修繕を行ったものでございます。

給水車につきましては、工事の進捗ですね、断水を行って、そこからつなぎ込みをして、完了まで時間がそんなにかからないで終わるという見込みでございましたので、給水車を準備して持っていく頃には大体終わるという見込みのものでございましたので、そのように連絡をして対応したところでございます。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 雨の日ということでしたが、ちょうど議会の開会中でもあり、緊急の工事の予算等、追加で上程可能だったかと思うのですが、その点はどうだったかということを確認をいたしたいと思えます。

あと給水車なんですけれども、常に何か要望があった場合は、すぐに稼働できるようなことが望ましいと考えておりまして、今回、工事にかかった時間というのはどれぐらいだったのか、説明をお願いいたします。はい。

議長（石川良彦君） 上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） お答えいたします。

まず漏水時の緊急対応についてなんですけど、こちらについては、年間委託で、川北地区と川南地区でそれぞれ委託して、修繕が必要な際には対応していただいているところでございます。

給水車につきましては、頻繁に出るものでもございませぬので、ただ、いつでも出れるように、常にエンジンの始動とか、バッテリー上がり等のないようには対応しているところでございます。ただ、出動の際には、どうしても給水車のタンクに水をためるまで、どうしても時間がかかっ

てしまうものでございますので、その分の時間を見て出動等を決めているところでございます。

今回の漏水の修繕の時間についてなんですが、掘り込み作業を行って、実際、水を止めてから1時間程度で修繕が完了するという見込みでしたので、それで行って、予定どおりには終わったんですが、ただ、その後の泥吐き、水の洗浄に30分近くかかりまして、合計1時間半ぐらいの断水ということで見ております。

以上です。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 給水車を出動するかどうかという判断なんですけれども、何か決まったルールといいますか、状況によっていろいろ条件はあると思うのですが、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） お答えいたします。

まず給水車が出る判断なんですが、実際、断水によってどれぐらいの世帯数が止まるのか、あと、給水ポイントとして適当な場所があるか等になります。断水する世帯が十数世帯とかの場合につきましては、こちらで給水パックに水を入れて配布等の措置を行っているところでございます。時間帯について、特に夕食の時間とか、お昼の時間等が重なる場合については、そちらの水を配布等で措置しております。

ただ、止める場合につきましては、できるだけ事前に連絡を取って、周知を図って、ため置きに御協力くださいということで対応しているところでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第36号 令和7年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第9 議案第37号 財産の取得について

議長（石川良彦君） 日程第9、議案第37号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） 議案第37号の提案理由を御説明申し上げます。

議案書をお開きください。

まず初めに、議案第37号です。

財産の取得について。

次のとおり、財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 取得する財産・数量 | i P a d（OS18以上対応）・ハードウェア<br>キーボード付きカバー（イヤホンジャックなし）・MDM（端末管理ツール）・タッチペン・画面保護フィルム<br>240台                               |
| 2 | 取得の方法     | みやぎG I G Aスクール推進協議会（宮城県教育庁及び県内市町村教育委員会で構成、事務局は宮城県教育庁教育企画室）による<br>随意契約  |
| 3 | 取得価格      | 一金 17,846,400円<br>（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,622,400円）  |
| 4 | 取得の相手方    | みやぎG I G Aスクール共同事業体<br>テクノマインド株式会社<br>宮城県仙台市宮城野区榴岡1-6-11<br>株式会社内田洋行ITソリューションズ<br>地域事業本部 東北支店<br>宮城県仙台市宮城野区榴岡2丁目4-22 |

仙台東口ビル  
株式会社大塚商会 仙台支店  
宮城県仙台市宮城野区名掛丁205-1  
広瀬通りSEビル9階  
コセキ株式会社  
宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町2番6号  
富士フィルムビジネスイノベーション  
ジャパン株式会社 宮城支社  
宮城県仙台市青葉区五橋1丁目1番23号

令和7年6月6日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の財産取得につきましては、国が進めておりますGIGAスクール構想に基づく1人1台のタブレット配置として、令和2年度に購入しました720台のうち240台を更新するための購入でございます。

購入につきましては、みやぎGIGAスクール推進協議会による共同購入に参加し、5月26日に行われました宮城県での入札の結果、ただいま御説明しましたとおり随意契約となったものでございます。

契約の相手方とは、6月6日付で議決された年月日をもって契約書とみなす物品売買仮契約書を締結しております。

本件について、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げ、説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で議案第37号について説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番熱海文義議員。

9番（熱海文義君） 取得の相手方5社ほどあるんですけれども、何でこんなに取得の相手方が多いのか、まず1点。

それから、取得の相手方がこんなにいるということは、機種は全部統一になっているのかどうか、まず聞きたいです。

それから、この財源、どこから持ってきて出すつもりなのか、その説明がないのでお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

契約の相手方につきましては、みやぎGIGAスクール共同事業体5社による共同事業体になっております。そのうち、本町に割り当てられております会社につきましては、今回につきましては、富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社宮城支社のほうが購入先にな

っております。

財源につきましては……機種の統一につきましては、仕様書でうたっております i P a d の O S 18 以上ということになります。統一されているものでございます。

もう一つは、財源につきましては、当初予算のほうにも計上しております、歳入としまして、補助事業、補助金がございます、3分の2の内定をいただいております。そのほかにつきましては、一般財源という形になります。

以上です。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第37号 財産の取得についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

---

#### 日程第10 閉会中の所管事務調査

議長（石川良彦君） 日程第10、閉会中の所管事務調査を議題といたします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第70条の規定によりお手元に配付した所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

---

議長（石川良彦君） 以上をもちまして、今定例会に付議されました事件の審

議は全部終了いたしました。

これにて、令和7年第2回大郷町議会定例会を閉会といたします。  
皆さん大変御苦労さまでございました。

午 前 11時24分 閉 会

---

上記の会議の経過は、事務局長 三浦 光の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員